第一・三条　地理的適用

1　この協定は、次の領域について適用する。

(a)　英国については、英国の領域

(b)　日本国については、日本国の領域

2　この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、各締約国の領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、当該各締約国が千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国際法に合致する自国の法令に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する全てのものについても適用する。

3　この協定は、税関に係る事項についてのこの協定の規定に関し、1(a)の規定の対象とならない英国の関税領域の区域についても適用する。

4　1(a)及び2の規定にかかわらず、相互承認に関する議定書は、英国については、英国の関税領域について適用する。

5　この協定又はこの協定の規定のうち特定されたものは、この協定の適用が1から4までの規定において定められていない限りにおいて、この協定の効力発生の時に又はその後いつでも、英国政府が国際関係について責任を有する領域であって外交上の公文の交換により両締約国の政府が合意するものに適用を拡大することができる。

6　英国は、5の規定に基づく適用の拡大の後いつでも、英国政府が国際関係について責任を有する領域についてこの協定が適用されないこととなる旨を日本国に通報することができる。このため、第二十四・四条2に規定する手続を準用する。

第一・四条　租税

1　この条の規定の適用上、

(a)　「居住」とは、租税上の居住をいう。

(b)　「租税協定」とは、二重課税の回避のための協定又は専ら若しくは主として租税に関するその他の国際協定若しくは取決めであって、締約国が締結しているものをいう。

(c)　「租税に係る課税措置」とは、締約国の税法の適用に当たりとられる措置をいう。

2　この協定の規定は、この協定の規定を実施するためにその適用が必要な場合に限り、租税に係る課税措置について適用する。

3　この協定のいかなる規定も、租税協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、租税協定が優先する。両締約国間の租税協定に関し、この協定の下での関連する権限のある当局及び当該租税協定の下での関連する権限のある当局は、この協定と当該租税協定との間に抵触が存在するかどうかについて、共同で決定する。

4　この協定における最恵国待遇の義務は、租税協定に基づいて締約国が与える利益については、適用しない。

5　第二十三・一条の規定に基づいて設置される合同委員会は、租税に係る課税措置について、第二十二章の規定による紛争解決に関する異なる適用範囲を決定することができる。

6　この協定のいかなる規定も、締約国が税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（次に掲げるものを含む。）を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの租税に係る課税措置を、同様の条件の下にある両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易及び投資に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　特に居住の場所又は資本の投下場所に関して同一の状況にない納税者を区別する措置

(b)　租税協定又は自国の税法の規定に基づいて租税の回避又は脱税を防止する措置

第一・五条　安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置を含む措置をとることを妨げること。

(i)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii)　武器、弾薬及び軍需品の生産又は取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の生産又は取引に関する措置

(iii)　軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iv)　戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。

2　1の規定にかかわらず、

(a)　第十章の規定の適用上、政府調達協定第三条の規定を適用する。

(b)　第十四章の規定の適用上、第十四・六十二条の規定を適用する。

第一・六条　秘密の情報

1　この協定のいかなる規定も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

2　この協定において一方の締約国がその法令により秘密とされる情報を他方の締約国に提供する場合には、他方の締約国は、当該情報を提供する締約国が同意するときを除くほか、当該情報の秘密性を保持する。

第一・七条　義務の履行及び委任された権限

1　各締約国は、この協定を実施するために必要な全ての措置がとられることを確保する。

2　各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく自国の義務を履行するために自国が規制上又は行政上の権限を委任した者又は団体が、その委任された権限の行使に当たり自国の義務に従って活動することを確保する。

3　各締約国は、自国のいずれかの段階の政府又は自国によって委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定の規定に従わない場合であっても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第一・八条　法令及びその改正

1　この協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものと了解する。

2　この協定において欧州連合の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、二千十八年の欧州連合からの脱退に関する法律に従って英国の法令に組み込まれ、又は実施されている欧州連合の法令をいうものと了解するものとし、及びこの協定の効力発生の日前に英国により行われた当該法令の改正が存在する場合には、当該改正を含む。

3　第一・三条3から5までの規定に従い英国政府が国際関係について責任を有する領域について適用するこの協定の規定に関し、

(a)　欧州連合の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、当該領域については、日EU経済連携協定が英国について適用されなくなる日の翌日に当該領域の法令に組み込まれ、又は実施されている欧州連合の法令をいうものと了解するものとし、及び欧州連合の法令に言及するこの協定の規定の適用が当該領域について開始する日の前に行われた当該法令の改正が存在する場合には、当該改正を含む。

(b)　英国の法令というときは、当該領域については、これに対応する当該領域の法令をいうものと了解する。